

富山県警察旗等の使用及び取扱いに関する訓令  
富山県警察本部訓令第6号

富山県警察旗等の使用及び取扱いに関する訓令を次のように定める。

昭和49年6月3日

富山県警察本部長

富山県警察旗の使用及び取扱いに関する訓令

富山県警察旗の取扱い等に関する訓令（昭和48年県警察本部訓令第26号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、富山県警察旗及び所属旗等（以下「警察旗等」という。）の使用及び取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 富山県警察旗（以下「県警察旗」という。） 県警察の総合体としての「富山県警察」を表徴する警察旗をいう。
- (2) 所属旗等 富山県警察交通機動隊旗（以下「交通機動隊旗」という。）、富山県警察高速道路交通警察隊旗（以下「高速道路交通警察隊旗」という。）、富山県警察機動隊旗（以下「機動隊旗」という。）、富山県警察学校旗（以下「警察学校旗」という。）及び各警察署旗（以下「警察署旗」という。）をいい、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、警察学校及び各警察署（以下「所属等」という。）を表徴する警察旗をいう。

（警察旗等の制式）

第3条 警察旗等の制式は、次の表に掲げるとおりとする。

警 察 旗 等	制 式
県 警 察 旗	別 表 第 1
機 動 隊 旗、 警 察 学 校 旗 及 び 警 察 署 旗	別 表 第 2
交 通 機 動 隊 及 び 高 速 道 路 交 通 警 察 隊 旗	別 表 第 3

（警察旗等の使用）

第4条 警察旗等は、次の表に掲げる場合で、警察本部長（以下「本部長」という。）又は所属長が必要と認めるときに使用するものとする。

警 察 旗 等 の 種 別	使用することができる行事等
県 警 察 旗	(1) 県警察として行う主要な行事 (2) 警察学校の入校式及び卒業式 (3) 県警察の代表を派遣して行う試合又は競技会 (4) 数署又は他県と合同して行う各種訓練 (5) その他必要なとき

所 属 旗 等	(1) 所属等として行う主要な行事 (2) 所属等の代表を派遣して行う試合又は競技会 (3) 数署又は他県と合同で行う各種訓練 (4) その他必要なとき
---------	---------------------------------------------------------------------------------------

(警察旗等の保管責任者)

第5条 県警察旗の保管は、警察本部警務課長（以下「警務課長」という。）が行うものとし、所属旗等については、それぞれの所属長が保管するものとする。

(県警察旗の使用手続き)

第6条 県警察旗を使用するときは、行事等を主管する所属長が本部長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとするときは、県警察旗使用申請書（様式第1号）により、警務課長を経由して申請するものとする。

(県警察旗使用簿の作成及び整備)

第7条 警務課長は、県警察旗の使用状況を明らかにするため、県警察旗使用簿（様式第2号）を備付け、県警察旗の使用の都度、登載しなければならない。

附 則

この訓令は、昭和49年6月3日から施行する。

附 則（平成元年3月20日本部訓令第11号）

この訓令は、平成元年3月24日から施行する。

附 則（平成10年3月17日本部訓令第6号）

この訓令は、平成10年3月24日から施行する。

附 則（平成19年3月22日本部訓令第4号抄）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月2日本部訓令第15号）

この訓令は、平成20年9月2日から施行する。

附 則（平成31年3月15日本部訓令第7号抄）

(施行期日)

1 この訓令は、平成31年3月25日から施行する。

附 則（令和4年2月4日本部訓令第2号）

この訓令は、令和4年3月1日から施行する。

別表第1

県警察旗の形状		
県警察旗の制式		
区 分	制 式	
旗	地質・色	正絹塩瀬裕・紫紺色
	大 き さ	縦66センチメートル、横96センチメートル
	標 章	中央に直径35センチメートルの金色刺しゅうの旭日章を配する。
	警 察 名	旗の内側4.5センチメートルに沿って、横に白色金縁どり刺しゅうの「富山県警察」と表示する。
	飾 ふ さ	旗の縁に長さ16センチメートルの金色飾りふさを付す。
旗 竿	旗竿は、黒塗りとし、その大きさは直径3センチメートル、長さ180センチメートルとする。 竿頭に銀色の矛を付する。	

別表第2

機動隊旗、警察学校旗及び警察署旗の形状		
機動隊旗、警察学校旗及び警察署旗の制式		
区 分	制 式	
旗	地質・色	正絹塩瀬裕・紫紺色
	大 き さ	縦68センチメートル、横100センチメートル
	標 章	中央に直径34センチメートルの黄色旭日章を配する。
	警 察 名	旭日章の下に白色で「〇〇警察署（富山県警察機動隊、富山県警察学校）」と横に表示する。
	飾 ふ さ	旗の縁に長さ16センチメートルの金色飾りふさを付す。
旗 竿	旗竿は、黒塗りの千段巻棒とし、長さは180センチメートルとする。 竿頭に銀色の三角剣を付する	

別表第3

交通機動隊旗及び高速道路交通警察隊旗の形状		
交通機動隊旗及び高速道路交通警察隊旗の制式		
区 分	制 式	
旗	地 質 ・ 色	木綿本染一色・緑色
	大 き さ	縦73.5センチメートル、横97センチメートル
	標 章	中央に直径25.5センチメートルの黒色縁どり黄色旭日章を配し その下に直径36センチメートルの黒色縁どり黄色月桂樹を配する
	警 察 名	標章の下に白色で「富山県警察交通機動隊（富山県警察高速道路 警察隊）」と横に表示する。
旗 竿	旗竿は、黒塗りとし、その太さは直径3センチメートル、長さは178 センチメートルとする。 竿頭に銀色の矛を付する。	

様式第1号

年 月 日

警察本部長 殿

申請所属長名

県警察旗使用申請書

使用期間	月 日 午前 時 ~ 月 日 午後 時
使用場所	
使用の理由	
使用責任者	職 氏 名
備考	

